資料編

諮　問

猪企第 67 号
平成 26 年 3 月 24 日

猪名川町総合計画審議会
会　長　久　　隆 浩　様

猪名川町長　福　田　長　治

第五次猪名川町総合計画基本構想の一部修正案・後期基本計画案の
策定について（諮問）

猪名川町総合計画審議会条例（平成元年条例第３号）第２条の規定に基づき、第五次猪名川町総合計画基本構想の一部修正案・後期基本計画案の策定について、貴審議会の意見を求めます。

答　申

平成 26 年 10 月 17 日

猪名川町長　福田　長治　様

猪名川町総合計画審議会
会　長　　久　　隆　浩

第五次猪名川町総合計画基本構想の一部修正案
及び後期基本計画の策定について（答申）

平成 26 年 3 月 24 日付猪企第 67 号で諮問のありました第五次猪名川町総合計画基本構想の一部修正及び後期基本計画の策定について、本審議会及び正副部会長会、各部会において慎重に審議を行った結果、別紙のとおり基本構想の一部修正案、後期基本計画案を答申します。

本計画は、2014 年度（平成 26 年度）までの前期基本計画期間における人口減少・少子高齢化の進行、大規模災害への対応の必要性など、時代の変化に対応するとともに、前期基本計画に基づき推進してきた施策の検証、財源の有効活用、効率的・効果的な行政運営、住民との協働による取り組み等、幅広い視点を持った取り組みによるまちづくりを進めることを重点として、内容を審議しました。

なお、本答申及び審議の過程で各委員から出された意見等を十分に尊重し、下記に留意して計画を推進されますよう希望します。

記

１．新名神高速道路の開通を有効に活用することで、まちのにぎわいの創出、地域経済の活性化による活力あるまちづくりを図ることを望みます。

２．恵まれた自然環境や歴史・文化を生かした潤いある生活環境の維持・向上を図ることで定住促進を図り、将来に渡り持続的なまちの発展を図ることを望みます。

３．社会経済情勢や人口構造の変化等に対応し、防災・防犯、福祉・医療など、住民の安全・安心な生活を確保するための施策のより一層の充実を図ることを望みます。

４．本計画の策定にあたり、住民の参画により実施した「いながわ☆未来創造交流会」において提案された意見について住民視点の施策展開を図るとともに、未来を担う人づくりや、町に適した協働のあり方について検討し、行政と住民の適切な役割分担によるまちづくりの推進を望みます。

以上

猪名川町総合計画審議会開催結果

		全体会	正副部会長会	部会		備考
				第１部会	第２部会	
25年度	3月	第１回会議（24日） 委員委嘱・諮問	第１回会議（24日）			
26年度	4月	第２回会議（18日） 序章・基本計画体系について		第１回会議（24日）	第１回会議（23日）	
	5月			第２回会議（12日） 第３回会議（27日）	第２回会議（21日） 第３回会議（28日）	
	6月		第２回会議（30日）	第４回会議（5日）	第４回会議（9日）	
	7月	第３回会議（14日）				
	8月					パブリックコメント（7月29日～8月28日）
	9月		第３回会議（12日）			
	10月	第４回会議（3日） 審議会答申（17日）				
	12月議会への提案					

猪名川町総合計画審議会委員名簿

（任期：平成 26 年 3 月 24 日～答申終了時）

	氏　名	所　属　等	選出区分
1	天野　圭子	猪名川町地域公共交通会議会長	公共的団体
2	荒瀬　範彦	NPO 法人いながわふるさと塾 代表理事	その他団体
3	池添　塁	兵庫県川西警察署 生活安全課長	関係行政機関
4	井上　佐江子	人権擁護委員	関係行政機関
5	上殿　輝夫	猪名川町森林組合組合長	公共的団体
6	枝松　幸子	猪名川町ごみ減量化推進会議会長	公共的団体
7	太田　はるよ	猪名川町青少年健全育成推進会議会長	公共的団体
8	小田　博則	兵庫県阪神北県民局 総務企画室長	関係行政機関
9	坂井　征雄	猪名川町自治会長連絡協議会会長	公共的団体
10	園田　寿	甲南大学 法科大学院　教授	学識経験者
11	竹本　博行	川西市医師会会長	公共的団体
12	玉谷　千恵	公募委員	一般公募委員
13	登日綱　哲也	猪名川町小中学校長会副会長	公共的団体
14	中道　かおり	共同保育たんぽぽ 代表	その他団体
15	鍋谷　將	猪名川町社会福祉協議会会長	公共的団体
16	野路　志保美	猪名川町交通安全推進協議会会長	公共的団体
17	濱口　公宏	公募委員	一般公募委員
18	久　隆浩	近畿大学 総合社会学部　教授	学識経験者
19	肥爪　勝幸	町議会	町議会議員
20	藤本　真里	兵庫県立人と自然の博物館　研究員 兵庫県立大学 自然・環境科学研究所　講師	学識経験者
21	宝住　伸明	猪名川町体育協会副会長	公共的団体
22	的場　張次	猪名川町農業委員会会長	公共的団体
23	村山　興治	猪名川町民生委員児童委員協議会会長	公共的団体
24	安井　一弘	猪名川町商工会会長	公共的団体
25	山田　京子	町議会	町議会議員

（敬称略／50 音順）

猪名川町総合計画審議会条例

平成元年３月３０日
条例第３号

（設置）

第１条　猪名川町総合計画を策定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、猪名川町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、町長の諮問に応じ、本町総合計画の策定に関する事項について調査及び審議し、その結果を町長に答申するものとする。

（組織）

第３条　審議会は、委員４５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

（１）　町議会議員

（２）　公共的団体の代表

（３）　学識経験者

（４）　関係行政機関の職員

（５）　前号に掲げるもののほか、特に町長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

２　委員が任命されたときの要件を欠くにいたったときは、委員を辞したものとみなす。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

２　審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

（部会）

第７条　審議会に部会を置くことができる。

２　部会に属する委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

４　部会長及び副部会長の職務並びに部会の会議については、第５条第３項、第４項及び前条の規定を準用する。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、企画部企画財政課において処理する。

（雑則）

第９条　この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行後最初の審議会は、第６条第１項の規定にかかわらず、町長が招集する。

３　猪名川町振興計画審議会条例（昭和４５年猪名川町条例第２４号）は、廃止する。

附　則（平成１０年３月９日条例第５号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則（平成１０年６月１０日条例第１６号）

この条例は、平成１０年７月１日から施行する。

附　則（平成１４年３月２７日条例第２号）

この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年１２月２０日条例第４１号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年１２月２１日条例第１９号）

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

第五次猪名川町総合計画
後期基本計画

発行年月／平成27年3月
発行／猪名川町
編集／猪名川町企画総務部企画財政課
〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1
TEL.072-766-0001（代表）
http://www.town.inagawa.lg.jp/